

再入学に関する取扱要項

平成16年 4月 1日 制定
平成30年 9月18日 最終改正

(目的)

- 1 再入学については、京都教育大学学則に定めるもののほか、この取扱要項の定めるところによる。

(出願資格)

- 2 再入学を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 本学を願いにより退学した者
- 二 次の理由により除籍された者
 - ア 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認めた者
 - イ 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(入学時期等)

- 3 再入学の時期は、学期の始めとする。再入学の課程等は、退学又は除籍された課程及び専攻とする。ただし、当該専攻が廃止されている場合は、志願者が再入学を希望する専攻について、選考を行うものとする。

(入学年次)

- 4 再入学を許可する年次は、教育学部にあつては1年次から4年次、大学院にあつては1年次から2年次のいずれかの年次とし、退学又は除籍時に在籍していた年次又はそれに引き続く年次とする。

(出願手続)

- 5 再入学を志願する者は、次の書類に所定の検定料を添えて教務課に提出しなければならない。

- 一 再入学願書
- 二 履修計画書
- 三 健康診断書

(選考)

- 6 所定の出願手続を行った者について、出願書類及び再入学を希望する専攻の意見に基づき教務委員会において選考し、教授会の議を経て、学長が決定する。

(修業年限)

- 7 再入学した者の修業年限は、再入学を許可した年次及び学期により定める。

(在学年限)

- 8 再入学した者の在学年限は、退学及び除籍前の在学期間を含めて教育学部にあつては8年、大学院にあつては4年とする。なお、2の二のイの理由となった期間は在学期間に算入する。

(既修得単位の認定)

- 9 再入学した者が本学で既に履修した授業科目の修得単位については、その全部又は一部を修得単位として認定する。なお、2の二のイの理由となった期間に履修した授業科

目の単位は認定しない。認定された授業科目は学籍簿に記載し、当該授業科目の評価欄に「認定」と表記する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年9月18日から施行し、平成30年9月1日から適用する。